（訳文）

二千二年一月十六日に安全保障理事会がその第四四五二回会合において採択した決議第一三九〇号（二〇〇二）

安全保障理事会は、

千九百九十九年十月十五日の決議第一二六七号（一九九九）、二千年十二月十九日の決議第一三三三号（二〇〇〇）及び二千一年七月三十日の決議第一三六三号（二〇〇一）を想起し、

アフガニスタンに関する従前の決議、特に二千一年十一月十四日の決議第一三七八号（二〇〇一）及び二千一年十二月六日の決議第一三八三号（二〇〇一）を再確認し、

また、二千一年九月十二日の決議第一三六八号（二〇〇一）及び二千一年九月二十八日の決議第一三七三号（二〇〇一）を再確認し、国際連合憲章に従ってテロリズムを根絶するための国際的な努力に対する同理事会の支持を改めて表明し、

二千一年九月十一日にニューヨーク、ワシントン及びペンシルバニアで発生したテロ攻撃に対する断固たる非難を再確認し、すべてのそのような行為を防止することについての同理事会の決意を表明し、継続しているオサマ・ビン・ラーデン及びアル・カイダ・ネットワークによる国際テロ支援活動に留意し、このネットワークを根絶するとの同理事会の決意を表明し、

アメリカ合衆国が、オサマ・ビン・ラーデン及びその関係者を、特に、千九百九十八年八月七日のケニアのナイロビ及びタンザニアのダルエスサラームにおけるアメリカ合衆国大使館の爆破に関し起訴したことに留意し、

タリバーンが、千九百九十八年十二月八日の決議第一二一四号（一九九八）の１３の規定、決議第一二六七号（一九九九）の２の規定並びに決議第一三三三号（二〇〇〇）の１、２及び３の規定の要求に応じなかったことを決定し、

タリバーンが、アル・カイダ・ネットワーク及び他のテロリスト集団がテロリストの訓練及び活動（テロリズムの輸出を含む。）の拠点としてアフガニスタンを利用することを容認したこと、及びアフガニスタン領域内での敵対行動に外国人傭兵を利用したことを非

難し、

アル・カイダ・ネットワーク及び他の関係テロリスト集団による、複合犯罪、多数の罪のない市民の死を引き起こすことを目的としたテロ行為、及び財産の破壊を非難し、

更に、国際テロリズムが国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

１．決議第一三三三号（二〇〇〇）の８（ｃ）の規定によって課せられた措置を継続することを決定し、２の規定に従い、決議第一二六七号（一九九九）の４（ｂ）の規定によって課せられた措置が継続して適用されることに留意し、決議第一二六七号（一九九九）の４（ａ）の規定によって課せられた措置を終了することを決定する。

２．すべての国が、決議第一二六七号（一九九九）及び決議第一三三三号（二〇〇〇）に従って作成され、決議第一二六七号（一九九九）に基づき設立された委員会（以下「委員会」という。）により定期的に更新される名簿に記載されるオサマ・ビン・ラーデン、アルカイダ組織及びタリバーンの構成員並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対し、次の措置をとることを決定する。

（ａ）これらの個人、集団、企業及び団体の資金及びその他の金融資産又は経済資源（これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理される財産から生ずる資産を含む。）を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国又は自国領域内の者によって直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることのないことを確保すること。

（ｂ）これらの個人の、自国領域への入国及び自国領域の通過を防止すること。ただし、この規定は、いかなる国に対しても自国領域への自国民の入国を拒否することを義務づけるものではなく、また、この規定は、自国領域から自国民の出国を要請することに必要である場合若しくは委員会が個別事例ごとに当該入国又は領域の通過が正当化されると決定した場合に限り適用されない。

（ｃ）これらの個人、集団、企業及び団体に対し、自国の領域からの又は自国領域外の自国民による若しくは自国旗船又は自国に登録された航空機の使用によるすべての種類の武

器及び関連物資（武器及び弾薬、軍用の車輌及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。）並びに軍事活動に関連する技術的助言、支援、又は訓練の直接又は間接の供給、販売及び移転を防止すること。

３．１及び２の規定に定める措置が、この決議の原則及び目的に従い、十二箇月以内に再検討されることと及び同期間の終わりに同理事会が、これらの措置を継続させることを容認するか又は更新するかを決定することを決定する。

４．すべての加盟国に課せられた決議第一三七三号（二〇〇一）を完全に実施する義務（テロ行為に対する資金の提供、計画、準備及び実行並びにテロ行為の支援に参加してきたタリバーン及びアル・カイダ組織のすべての構成員並びにタリバーン及びアル・カイダ組織に関係するすべての個人、集団、企業及び団体に関するものを含む。）を想起する。

５．委員会に対し、以下の任務を遂行し、その作業について、評価及び勧告とともに同理事会に報告するよう要請する。

（ａ）加盟国及び地域機関により提供された関連する情報に基づき、２の規定にいう名簿を定期的に更新すること。

（ｂ）２の規定に定める措置を効果的に実施するために各国によってとられた措置に関する情報をすべての国から求め、その後、委員会が更に必要と認めるあらゆる情報を各国から求めること。

（ｃ）この決議の実施に関し委員会に提出された情報について、同理事会に対し定期的な報告を行うこと。

（ｄ）２の規定に定める措置の実施を促進するために必要となるであろう指針及び基準を迅速に作成すること。

（ｅ）委員会が適当と認める場合は、情報（２の規定にいう名簿を含む。）を適切な媒体を通じて公に入手可能にすること。

（ｆ）関連する他の国際連合安全保障理事会制裁委員会及び決議第一三七三号（二〇〇一）の６の規定に従って設立された委員会と協力すること。

６．すべての国に対し、この決議の採択の日から九十日以内に、その後は委員会によって提示される日程に従って、２の規定に定める措置を実施するために行った行動について委員会に対し報告するよう要請する。

７．すべての国、関連する国際連合の諸機関並びに、適当な場合には、その他の機関及び関心を有する団体に対し、委員会及び９の規定に定める監視団と完全に協力するよう求める。

８．すべての国に対し、この決議の規定に定める措置の違反を防止及び処罰するため、適当な場合には、立法措置又は行政措置を通じて、自国民及び自国領域内で活動するすべての個人又は団体に対し、自国の法令又は制度の下で課される措置を実施及び強化するための情報を提供するすべての捜査及び執行を促進し、行動を取り、関係する支障のない限り、他の国に対し、委員会に捜査又は執行を委ねるこのような措置の採用について報告する為、国に委員会に対して報告することを慫慂する。

９．事務総長に対し、決議第一三六三号（二〇〇一）の４（ａ）の規定に従って設立され、その任務が二千二年一月十九日に終了する監視団に、十二箇月間、この決議の２の規定に定める措置の実施を監視する任務を付与するよう要請する。

１０．監視団に対し、二千二年三月三十一日までに、その後は四箇月ごとに委員会に対して報告するよう要請する。

１１．この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

（了）